

2015年(平成27年)10月15日 木曜日

従業員への出向「命令」

者供給（職安4条6項）
や労働者派遣（労派遣2
条1号）に似ていますが、
出向と労働者供給の違い
は、出向元と労働者が雇
用契約を締結している点
にあります。また出向と
労働者派遣との違いは、



A 出向とは、労働者が会社との労働契約を残したまま出向先の指揮命令下で就労することをいいます。出向は労働者を他社の指揮命令下で就労させるという点で、労働

Q 当社では従業員を関連会社に出向させることを考えているのですが、従業員が応じない場合は出向を命じることはできないのですか。

出向元と労働者との間ににおいて雇用契約関係が生じる点にあります。

適法な出向は出向先への経営や技術指導、従業員の能力開発やキャリア形成、雇用調整、中高年齢者の待遇など人事上の目的のために行われるものであり「業として」行うものでないため、職業安定法44条で禁止される労働者供給事業や労働者派遣法上の規制に服する労働者供給事業や労働者派遣事業にあたらないと解されます。

具体的には期間の限度、出向中の身分、勤続の取り扱い、賃金、退職金などについて労働者の利益に配慮した規定があるかどうかが判断されます。それが満たされれば、出向時に労働者の同意が得られなかつたとしても出向を命じることができます。

出向は、労働者の承諾その他の根拠がある場合に認められます。具體的には①労働者の出向

（弁護士 松田健太郎）